



生活福祉資金の種類と対象世帯・借入ケース例

資金の種類と対象世帯

借入ケース例

1. 総合支援資金

低所得世帯 ※失業者含む

(詳しくは4~5ページ)

- 1 世帯の生計中心者の失業や収入の減少により、世帯の生活の維持ができなくなった。
- 2 就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。
- 3 公共料金を滞納しており、住居の退去を求められたり、電気・ガス・水道・電話が止められるおそれがある。
- 4 住宅の賃貸契約の費用が不足している。
- 5 就職を目指し新しい技能習得をしたい。
- 6 債務を整理するための費用が不足している。
(債務整理は、自己破産によらない方法による)



2-1. 福祉資金 福祉費

低所得世帯 障がい者世帯

生活保護世帯 高齢者世帯

(詳しくは6~7ページ)

- 1 商売を始めたい。
- 2 技能資格をとりたい。
- 3 技能習得期間の生活費が不足する。
- 4 福祉機器を購入したい。
- 5 結婚・出産・葬儀の費用が足りない。
- 6 引越の費用が足りない(転宅費)。
- 7 日常生活上一時的に必要な灯油代、修学旅行費などが必要。
- 8 障がい者の日常生活の便宜を図るため車を購入したい。
- 9 住宅の増築、改築、補修等に必要経費。
- 10 中国残留邦人の国民年金追納のための費用が不足。
- 11 医療費が足りない。
- 12 差額ベッド代や病院までの交通費がない。
- 13 介護保険料、介護保険サービス利用料が一時的に不足している。
- 14 療養・介護期間の生活費が不足する。
- 15 火事で家財が焼けた。
- 16 洪水で家が流された。



2-2. 福祉資金 緊急小口資金

低所得世帯 障がい者世帯

高齢者世帯

(詳しくは8ページ)

- 1 医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要。
- 2 火災等被災によって生活費が必要。
- 3 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要。
- 4 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要。
- 5 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いによる支出増。
- 6 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じる。
- 7 生活困窮者自立支援法に基づく支援や、実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき。
- 8 給与等の盗難によって生活費が必要。
- 9 その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められる場合。



3. 教育支援資金

低所得世帯 生活保護世帯

(詳しくは9ページ)

- 1 高校、短大、大学、専門学校(専修学校専門課程)へ進学したい。
- 2 授業料、家賃代、通学定期代が足りない。
- 3 入学金、制服・教科書等の購入費用が足りない。
- 4 高校授業料を納められず進級または卒業ができない。



4-1. 不動産担保型 生活資金

高齢者世帯 (詳しくは10ページ)

- 1 自宅を担保に生活資金を借りたい。



4-2. 要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金

要保護の高齢者世帯 (詳しくは11ページ)

生活保護世帯 ※高齢者世帯のみ

※上記のうち、総合支援資金、福祉資金 緊急小口資金については、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が要件となります。また、その他の資金についても、世帯の状況に応じて自立相談支援機関による支援を利用いただくことがあります。

1. 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象。総合支援資金には、「生活支援費」、「住宅入居費」、「一時生活再建費」の3つがあります。



対象となる世帯

● 低所得世帯

※世帯の生計中心者の収入の減少や失業等により生活に困窮していること。前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合も含む。

借入ケース例

- 1 就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。
- 2 公共料金を滞納しており、住居の退去を求められたり、電気・ガス・水道・電話が止められるおそれがある。
- 3 住宅の賃貸契約の費用が不足している。
- 4 就職を目指し技能習得をしたい。
- 5 債務を整理するための費用が不足している。
(債務整理は、自己破産によらない方法に限る)



※失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付等を受けている場合は、対象となりません。

資金の種類と内容

総合支援資金の利用について

原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が要件となります。

資金種類	貸付限度額	据置期間	返済期間	貸付利率
総合支援資金	生活支援費 (二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ※貸付月数は、原則として3月とし、最長12月まで延長可	最終貸付日から6月以内	10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 (連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年1.5%)
	住宅入居費	40万円以内		
	一時生活再建費	60万円以内		
貸付対象経費	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用		
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用		
返済例	(連帯保証人を立てる場合)	元金 600,000円	10年(120回)の場合	月額5,000円
	(連帯保証人がいない場合)	元金 600,000円	10年(120回)の場合	月額5,370円(最終回6,345円)

必要な書類

共通添付書類

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●健康保険証の写し ●本籍地が記載された住民票(世帯全員分) ●求職活動等自立に向けた取組みについての計画書
世帯の所得がわかる書類	借入申込者	●源泉徴収票、所得証明書等(世帯全員分) ●失業、収入減による借入希望の場合は、併せてその当時の給与明細等
失業等給付の状況がわかる書類	借入申込者	●雇用保険受給資格者証の写し ●離職票の写し ●求職申込み・雇用施策利用状況確認票
自立相談支援機関の利用状況がわかる書類	借入申込者	●相談受付・申込票 ●プラン兼事業等利用申込書
他の公的給付又は公的な貸付制度を利用、申請している場合、その状況がわかる書類	借入申込者	●該当公的制度の決定通知書又は申請書写し等
現住所及び資力が明らかになる書類	連帯保証人	●本籍地が記載された住民票 ●住民税課税証明書

「住宅入居費」に関する添付書類

内容	書類
入居予定住宅に関する状況通知書写し	●不動産賃貸契約の契約書の写し ●住居確保給付金申請時に不動産媒介業者等から交付される「入居住宅状況通知書」の写し ●住居確保給付金申請時に実施主体から交付される「支給対象者証明書」の写し

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

2-1. 福祉資金 福祉費

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金です。福祉資金には、「福祉費」、「緊急小口資金」の2つがあります。



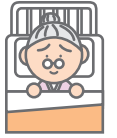
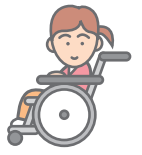
対象となる世帯

- 低所得世帯
- 障がい者世帯
- 高齢者世帯
- 生活保護世帯

※高齢者世帯については、「日常生活上、療養又は介護を必要とする高齢者が属する世帯」であることが必要です。

借入ケース例

- 1 商売を始めたい。
- 2 技能資格をとりたい。
- 3 技能習得期間の生活費が不足する。
- 4 福祉機器を購入したい。
- 5 結婚・出産・葬儀の費用が足りない。
- 6 引越の費用が足りない(転宅費)。
- 7 日常生活上一時的に必要な灯油代、修学旅行費などが必要。
- 8 住宅の増築、改築、補修等に必要経費。
- 9 障がい者の日常生活の便宜を図るため車を購入したい。
- 10 中国残留邦人等にかかる国民年金追納のための費用が不足。
- 11 医療費が足りない。
- 12 差額ベッド代や病院までの交通費がない。
- 13 介護保険料、介護保険サービス利用料が一時的に不足している。
- 14 療養・介護期間の生活費が不足する。
- 15 火事で家財が焼けた。
- 16 洪水で家が流された。



資金の種類と内容

資金種類	貸付対象経費	据置期間	返済期間	貸付利子
福祉資金 福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	貸付の日から6月以内 (分割による交付の場合には最終貸付日から6月以内)	据置期間経過後20年以内 ※対象経費により目安あり	連帯保証人を立てる場合は無利子 (連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%)
返済例	(連帯保証人を立てる場合)	元金4,600,000円	20年(240回)の場合	月額19,160円(最終回20,760円)
	(連帯保証人がいない場合)	元金4,600,000円	20年(240回)の場合	月額22,040円(最終回25,315円)

対象経費別の貸付限度額・償還期間の目安

貸付対象経費	貸付限度額の目安	返済期間の目安
生業を営むために必要な経費	4,600,000円以内	20年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 1,300,000円以内 1年程度 2,200,000円以内 2年程度 4,000,000円以内 3年程度 5,800,000円以内	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円以内	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円以内	8年
障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円以内	8年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円以内	10年
負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が ・1年を超えないときは1,700,000円以内 ・1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは2,300,000円以内	5年
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む。)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が ・1年を超えないときは1,700,000円以内 ・1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは2,300,000円以内	5年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1,500,000円以内	7年
冠婚葬祭に必要な経費	500,000円以内	3年
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円以内	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000円以内	3年
その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000円以内	3年

必要な書類

共通添付書類

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●本籍地が記載された住民票(世帯全員分)
世帯の所得がわかる書類	借入申込者	●源泉徴収票 所得証明書等(世帯全員分) ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等(3カ月分程度) ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
現住所及び資力が明らかになる書類	連帯保証人	●本籍地が記載された住民票 ●住民税課税証明書

対象経費別添付書類

貸付対象経費	内容別及び業種別	添付書類
生業を始める、 拡充するために必要な経費	【共通書類】	・事業計画書 ・障がい者世帯は障害者手帳の写し
	● 物品の購入・仕入れ	・業者の見積書
	● 店舗、作業現場等の改装・補修	・業者の工事見積書 ・業者の平面図、立面図(工事前、工事後両方) ※工事該当部分がわかるもの
	● 借地借家、店舗等の使用	・新規開業の場合、賃貸契約書、使用許可等の写し ・店舗改修等の場合、地主、家主の許可書の写し
	● 卸小売業(食品・鮮魚の販売)	・保健所の営業許可証
	● 理容・美容業	・理容、美容師の免許 ・保健所の営業許可証
	● あんま、針、マッサージ業	・県知事の免許
	● 運送業(赤帽等)	・陸運局の軽車両運送事業届出書
技能習得に必要な経費 及びその期間中の生計を 維持するために必要な経費	● 飲食業	・保健所の営業許可証
	● 技能習得の場合	・入校許可証または在校証明書 ・技能・資格の習得期間及び経費の額が記載された書類 ※障がい者世帯は障害者手帳等の写し
住宅の増改築、補修等 及び公営住宅の譲り受けに 必要な経費	【共通書類】	・業者の見積書 ・工事の平面図、立面図(工事前、工事後両方) ※工事該当部分がわかるもの
	● 借地、借家の場合	・所有者の承諾書
	● 公営住宅の増改築、風呂場の設置の場合	・市町村発行の増改築承諾書
	● 公営住宅譲り受けの場合	・譲受(仮)契約書の写し
福祉用具等の購入に必要な経費		・機器、用具等の見積書 ・障がい者世帯は障害者手帳等の写し
障害者用自動車の購入に必要な経費		・自動車購入費用内訳書(見積書) ・障害者手帳等の写し ・運転者の運転免許証の写し
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		・社会保険庁の発行する特例措置対象者該当通知書の写し ・追納保険料納付書
負傷又は疾病の療養に必要な経費 (健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。) 及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		・所定の「療養に関する診療並びに所要経費見込書」 ・医療費以外については見積書、明細書等
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む。) 及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		・利用負担額が記載されたものの写し ・償還払いとなるサービス費用の金額が記載された書類 及び当該費用にかかる見積書等の申請書に記載された 金額が確認できる書類の写し ・介護保険料納付書
災害を受けたことにより 臨時に必要な経費	【共通書類】	・官公署発行のり災証明書、被災証明書
	● 住宅の復旧の場合	※住宅資金の添付書類に準じる
冠婚葬祭に必要な経費	● 家財購入の場合	・業者の見積書
	● 結婚費用の場合	・婚姻の証明書(挙式会場の予約証明等) ・経費の見積書
	● 出産の場合	・出産証明書(母子手帳の写し) ・診断並びに所要経費概算見込書
住居の移転等、給排水設備等 の設置に必要な経費	● 葬儀費用の場合	・死亡診断書等 ・経費見積書
	● 住居の移転の場合	・賃貸(仮)契約書の写し及び見積書
	● 給排水設備等の設置の場合	・業者の見積書
就職、技能習得等の支度に 必要な経費	● 就職の場合	・購入内容の見積書、内定通知書または採用通知書
	● 技能習得の場合	・学校が発行する経費内訳書
その他日常生活上一時的に必要な経費		・修学旅行の場合は学校の経費明細書 ・年金等経費明細書

※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。

2-2. 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合に、一時的な費用(上限10万円)を貸し付ける資金です。この資金のみ、連帯保証人・連帯借受人は不要です。



対象となる世帯

- 低所得世帯
- 障がい者世帯
- 高齢者世帯

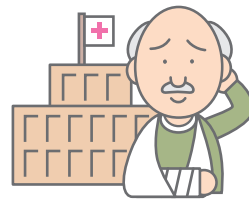
※生活保護世帯は対象となりません。

緊急小口資金は連帯保証人・連帯借受人は不要です。

※高齢者世帯については、「日常生活上、療養又は介護を必要とする高齢者が属する世帯」であることが必要です。

借入ケース例

- ① 医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要。
- ② 火災等被災によって生活費が必要。
- ③ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要。
- ④ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要。
- ⑤ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いによる支出増。
- ⑥ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じる。
- ⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき。
- ⑧ 給与等の盗難によって生活費が必要。
- ⑨ その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められる場合。



緊急小口資金の利用について

原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が要件となります。

※一定の安定した収入があり、一過性の事由により資金を必要としている場合等を除く。

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	返済期間	貸付利息
福祉資金 緊急小口資金	100,000円以内	貸付の日から2月以内	12月以内	無利息
返済例	元金100,000円 12月(12回)の場合 月額8,330円(最終回8,370円)			

必要な書類

内容	対象者	書類(2つ以上ある場合はいずれか)
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●健康保険証の写し ●本籍地が記載された住民票(世帯全員分)
世帯の所得が分かる書類	借入申込者	●源泉徴収票 所得証明書等(世帯全員分) ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等(3カ月分程度) ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
その他	借入申込者	●必要に応じ、運転免許証の写し、借入申込者の顔写真が添付された証明書等 ●その他、貸付審査に必要な書類 ●必要に応じ、自立相談支援機関の相談受付・申込票等の写し、プラン兼事業等利用申込書

※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。

❖生活福祉資金 Q&A

Q1. 据置期間(すえおききかん)とはなんですか?

A1. 据置期間とは資金の借入後、返済を開始するまでの猶予期間のことをさします。この間は無利息となります。資金の種類によって、据置期間が異なります。

Q2. 返済期間に返済完了できない場合はどうなりますか?

A2. 返済期間は、貸付時に決定となりますが、資金によって指定できる期間が異なります。決定した返済(償還)期間内に返済(償還)完了できない場合、延滞利息(返済していない借入金の新たな利息)が発生します。

Q3. 民生委員の関わりがないと利用することはできませんか?

A3. 資金の借入れにあたってはお住まいの地区の民生委員の意見書が必要となります。民生委員の支援を受けたくないといった場合は利用することはできません。岩手県内には3,734名の民生委員があり、生活上の悩みや困ったこと等の相談を受けています。地区の民生委員については、お住まいの市町村の社会福祉協議会に確認してください。

Q4. 母子世帯ですが、利用することはできますか?

A4. 母子世帯や父子世帯、寡婦世帯の方は、母子・父子・寡婦福祉資金のご利用を優先していただきます。お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

3. 教育支援資金

教育支援資金は、高等学校、大学、高等専門学校への就学に際し必要な経費「教育支援費」(授業料、定期代等)と「就学支度費」(入学金、制服・教科書等の購入費)の2つがあります。



対象となる世帯

- 低所得世帯
- 生活保護世帯

借入ケース例

- ① 高校、短大、大学、専門学校(専修学校専門課程)へ進学したい。
- ② 授業料、家賃代、通学定期代が足りない。
- ③ 入学金、制服・教科書等の購入費が足りない。
- ④ 高校授業料を納められず進級または卒業ができない。

※世帯の状況に応じて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の支援を利用いただくことがあります。



資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	返済期間	貸付利息
教育支援資金	①高等学校(専修学校高等課程含む) 月額 35,000円以内 ②高等専門学校 月額 60,000円以内 ③短期大学(専修学校専門課程含む) 月額 60,000円以内 ④大学 月額 65,000円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子
	就学支度費			
貸付対象経費	教育支援費	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。)、大学(短期大学及び専門学校(専修学校専門課程)の専門課程を含む。)、又は高等専門学校に就学するのに必要な経費		
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短期大学及び専門学校(専修学校専門課程)の専門課程を含む。)、又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		
申請額計算方式	必要貸付月額(限度額以内) × 12月 × 修学期間(年)			
返済例	①高校3年間 元金1,760,000円(支度費500,000円+教育支援費35,000円×36ヶ月) 10年(120回)返済の場合 月額 14,660円(最終回 15,460円) ②大学4年間 元金3,620,000円(支度費500,000円+教育支援費65,000円×48ヶ月) 15年(180回)返済の場合 月額 20,110円(最終回 20,310円)			

必要な書類

共通添付書類	内容	対象者	書類(2つ以上ある場合はいずれか)
ご利用に際しては就学者が借受人となり、世帯の生計中心者または就学者の親権者が連帯借受人として加わらなければなりません。連帯借受人がいない場合等は、連帯保証人が必要となります。	世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●本籍地が記載された住民票(世帯全員分)
	世帯の所得が分かる書類	借入申込者	●源泉徴収票、所得証明書等(世帯全員分) ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等(3カ月分程度) ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
	現住所及び資力が明らかになる書類	連帯保証人	●本籍地が記載された住民票 ●住民税課税証明書

「教育支援費」に関する必要添付書類

- 新入学の場合は合格通知書の写し
- 在学者については、在学証明書
- 就学経費に関する内訳書
- その他、経費の内訳が分かる書類

「就学支度費」に関する必要添付書類

- 合格通知書または、入学許可証の写し
- 経費の内訳が分かる書類

※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。

4-1. 不動産担保型 生活資金

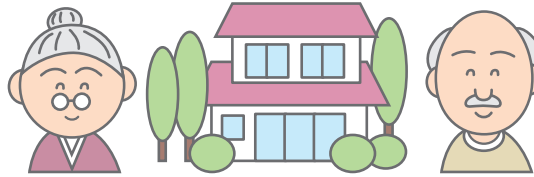
不動産担保型 生活資金は、今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金です。



対象となる世帯

● 高齢者世帯（高齢者のみの世帯）

※市町村民税非課税程度の世帯



- (注1) 借入申込者が単独で所有している居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。）に居住していること。
 (注2) 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。
 (注3) 借入申込者に配偶者又は借入申込者もしくは配偶者の親以外の同居人がいないこと。
 (注4) 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上であること。

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付期間	契約の終了	据置期間	返済期間	貸付利子	連帯保証人
不動産担保型生活資金	月額 300,000円以内 ・宅地の評価額の7割程度 ※宅地の評価額が1,000万円以上あることが条件	借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	(1)借受人が死亡したとき (2)都道府県社会福祉協議会会長が貸付契約を解約したとき (3)借受人が貸付契約を解約したとき	契約の終了後3月以内	据置期間終了時 原則一括返済	年3% 又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任

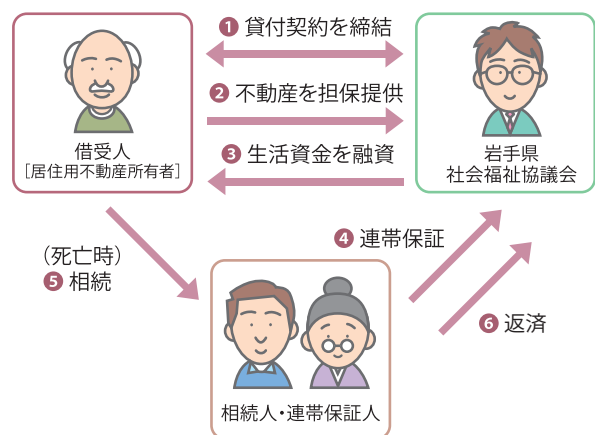
必要な書類

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●戸籍謄本 ●住民票（世帯全員分）
世帯の資力が明らかになる書類	借入申込者	●所得証明書等（世帯全員分）
担保となる土地の状況が明らかになる書類	借入申込者	●土地及び建物の登記簿謄本 ●土地の公図、位置図、土地及び建物の固定資産課税台帳、固定資産評価額証明書 ※その他、土地の地籍図、測量図、建物図面等（本人が所有する場合）
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人	●推定相続人の同意書

※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。

貸付の仕組み

- 借受人と岩手県社会福祉協議会が貸付契約を締結します。
- 不動産を担保として、岩手県社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。
(注) 担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」および「所有権移転請求権保全のための仮登記」を行います。
- 借受人（不動産所有者）の推定相続人のうち一人を連帯保証人に設定します。
- 借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人または連帯保証人が貸付金および利子を返済します。
(注1) 償還は、相続人や連帯保証人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から返済する場合もあります。
(注2) 貸付申請から初回送金まで要する期間は、3月程度を目安としています。
※事情により3月以上の場合あり。



4-2. 要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金

要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金は、現に生活保護を受給されている高齢者世帯、又は要保護の高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金です。



対象となる世帯

- 生活保護世帯（高齢者世帯のみ）



- (注1) 借入申込者が単独で所有している居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。）に居住していること。
 (注2) 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。
 (注3) 借入申込者及び配偶者が原則として65歳以上であること。
 (注4) 借入申込者が属する世帯が、本制度を利用しなければ、生活保護を受給を要する要保護世帯であると保護の実施機関（生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。）が認めた世帯であること。

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付期間	契約の終了	据置期間	返済期間	貸付利子	連帯保証人
要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	月額は福祉事務所が設定（生活扶助額の1.5倍以内） ・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ※居住用不動産の評価額が500万円以上あることが条件	借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	(1)借受人が死亡したとき (2)都道府県社会福祉協議会会長が貸付契約を解約したとき (3)借受人が貸付契約を解約したとき	契約の終了後 3月以内	据置期間 終了時 原則一括返済	年3% 又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率	不要

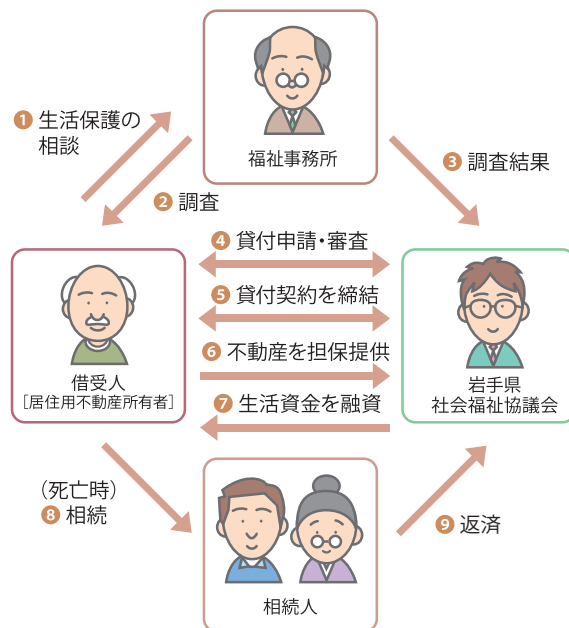
必要な書類

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●戸籍謄本 ●住民票（世帯全員分）
担保となる土地の状況が明らかになる書類	借入申込者	●土地及び建物の登記簿謄本 ●土地の公図、位置図、土地及び建物の固定資産課税台帳、固定資産評価額証明書 ※その他、土地の地籍図、測量図、建物図面等（本人が所有する場合）
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人	●推定相続人の同意書

※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。

貸付の仕組み

- 福祉事務所の調査を経て、岩手県社会福祉協議会で審査のうえ借受人と貸付契約を締結します。
- 不動産を担保として、岩手県社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。
(注) 担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」を行います。
- 借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人が貸付金および利子を返済します。
(注1) 償還は、相続人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から返済する場合もあります。
(注2) 貸付申請から初回送金まで要する期間は、3月程度を目安としています。
※事情により3月以上の場合あり。



借入ケース例

- 勤務先が被災し、給与収入がないため、当座の生活費がない。
- 生活に必要な家電や家具什器の購入費用が不足している。
(※日赤家電セットの寄贈を受けた場合、同内容のものを除く)
- 自宅に居住できないため、アパート等に入居したいが費用が不足している。
- 自家用車を購入するための費用が不足している。
- 住宅を補修するための費用が不足している。



ご利用いただける世帯

- 東日本大震災で被災した世帯。
 - 一定の所得額以下であって、公的給付または必要な資金の融資を他から受けることが困難である低所得世帯としています。
 - 低所得世帯とは、世帯の収入がおおむね市町村民税非課税程度または生活保護法に基づく生活扶助算定基準の1.7倍以下の世帯となります。(平成23年度の場合)
- ※ 東日本大震災の影響により、収入の減少や失業等により生活に困窮していること。前年に所得があったために課税世帯であっても、被災した事により現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合も含まれます。
- ※ 住宅補修費は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付を申請し、不決定となっていることが申請の条件となります。

生活福祉資金 生活復興支援資金をご利用できない方

- 本会が実施している生活福祉資金の連帯保証人になっている方。
- 他の負債との関係で、本資金を貸付けることにより、その後の生活を著しく圧迫するおそれがあると判断される方。

生活復興支援資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
生活復興支援資金	一時生活支援費 (二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ※貸付期間は最長6月。 ※貸付証明書または被災証明書の提出がない場合は最長3月。	最終貸付日から2年以内	20年以内 貸付金額に応じて 償還期間の目安を設定 50万円以下 5年以内 150万円以下 10年以内 250万円以下 15年以内 250万円超 20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子。 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%
	生活再建費	80万円以内		
	住宅補修費	250万円以内		
貸付対象経費	一時生活支援費	生活の復興の際に必要な当面の生活費(食費、住居費、公共料金、通院費、衣服費、移動経費、生活雑貨、学費・諸会費等)		
	生活再建費	住居の移転費、家具・什器等の購入に必要な費用(転宅費用、家具什器費用、自動車の購入費用等)		
	住宅補修費	住宅補修等に必要費用(住宅の補修費用、上下水道の整備、自営業者が運営する工場、倉庫等の補修経費、主たる生計手段である田畑の復旧経費等)		
償還例		(連帯保証人を立てる場合) 元金4,200,000円 20年(240回)の場合 月額17,500円×240回		
		(連帯保証人がいない場合) 元金4,200,000円 20年(240回)の場合 月額20,130円×239回(最終回21,555円)		

必要な書類

	内容	対象者	書類
共通添付書類	本人確認ができる書類	借入申込者	運転免許証、健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード、その他顔写真が貼付された証明書のいずれか1つ。
	世帯の状況が分かる書類	借入申込者	本籍地が表示された世帯全員分の住民票の写し
	世帯の所得が分かる書類	借入申込者	<世帯収入に関する書類> 源泉徴収票(写)、所得税の確定申告書(写)、被災前後の給与明細、収入の減少と状況が分かる書類等のいずれか。 <生活困窮に陥った理由が分かる書類> 離職票(写) 適用事業所全喪届(写)、雇用保険受給資格者証(写)、個人事業の廃業届(写)、退職辞令(写)、離職直前の雇用主の発行する離職証明、健康保険任意継続被保険者証(写)等のいずれか。休業又は減収の場合、雇用主が発行する休業証明書、給与未払証明書。
	東日本大震災により被災したことが確認できる書類	借入申込者	り災証明書、被災証明書の原本。未交付の場合は、交付申請書のコピー、離職票(写)、雇用保険受給資格者証(写)等
「生活再建費」に関する添付書類	資力が明らかになる書類	連帯保証人	本籍地が表示された住民票、住民税課税証明書
	家具什器等の購入費用が確認できる書類	借入申込者	見積書
「住宅補修費」に関する添付書類	転宅に要する費用が確認できる書類	借入申込者	引越業者等の見積書、不動産賃貸契約の契約書の写し
	補修費用が確認できる書類	借入申込者	補修工事業者の見積書
	補修必要な状態であることが確認できる書類	借入申込者	工事の平面図、立面図(工事前、工事後)。 ※工事図面の提出ができない場合は、補修必要部分が確認できる写真等
	災害弔慰金の支給等に関する法律による「災害援護資金貸付」の対象外となることが確認できる書類	借入申込者	災害援護資金貸付の貸付不決定通知の写し

生活復興支援資金 Q&A

Q 現在、避難している住民票とは異なる住所地で生活していますが、どこの社会福祉協議会で借入相談を行えばいいのですか？

A 原則として、住民票上の住所地市町村にある社会福祉協議会で相談をお受けいたします。なお、住民票を異動していないが、避難先の自治体が発行した公営住宅や雇用促進住宅、応急仮設住宅で生活している場合は、避難先の市町村にある社会福祉協議会にご相談願います。さらに、親族や友人、知人宅に避難している場合は、現在の避難先に住民票を異動した後、避難先の市町村(住民票の異動先の市町村)にある社会福祉協議会にご相談願います。

Q 市町村から災害援護資金の借入をすることができませんが、追加で住宅補修費を借入申請することができますか？

A 借入申込みできません。市町村が行う災害援護資金貸付が優先となり、災害援護資金の借入申込みが不決定となった場合に、住宅補修費の借入申込みをお受けいたします。

Q 一時生活支援費の毎月の貸付額は、どのように決めるのですか？

A 東日本大震災前後の収入を比較し、減収となった分の金額を基準とし、生活に必要な金額を相談の上、決めることとなります。なお、失業された世帯の場合には、生活に必要な金額を算出いただき、算出いただいた金額を基準とし、必要な金額を相談し、決めることとなります。

Q 生活再建費の借入で購入できる家具什器はどのようなものですか？

A 家電については、日常生活で使用する家電が対象となります。なお、日本赤十字社が行う生活家電セットの寄贈を受けている場合は、寄贈された家電以外に購入する家電が対象となります。また、家財については、食器、調理用具、寝具等、日常生活で必要となる物品が対象となります。さらに、保有していた自動車が流出等により、滅失した世帯にあっては、通勤や通園、就職活動で使用する車両の購入費用についても対象となります。